



感染症について



保育園は乳幼児の集団生活の場であるため、様々な感染症が発生します。乳幼児は感染症に対する抵抗力が弱く、発生するとお互いに感染し合う可能性が高くなります。

感染症を予防するためには、体力、抵抗力、免疫をつけることが大切です。免疫をつける方法としては、予防接種が有効です。体調のよいときに計画的に受けるようにしましょう。

感染症にかかった場合、保育園に提出していただく書類は「登園停止解除証明」「治癒報告書」があります。登園に際しては、感染力のある間は安静にし、集団生活が可能な状態となってから登園するようにしましょう。

登園停止解除証明

医師に記載してもらい、登園時に提出する書類です。日野市民の方は市内の医療機関ならば文書代は無料になります。

- ・麻しん（はしか）
- ・百日咳
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・流行性角結膜炎（はやり目）
- ・腸管出血性大腸菌感染症（0157 など）
- ・風しん（三日ばしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・急性出血性結膜炎
- ・髄膜炎菌性髄膜炎



治癒報告書

登園時又は治療終了後、保護者の方が記載し提出する書類です。

- ・インフルエンザ
- ・溶連菌感染症
- ・マイコプラズマ感染症
- ・RS ウイルス感染症
- ・ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ）
- ・ヘルパンギーナ
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑（リンゴ病）
- ・突発性発疹
- ・帯状疱疹
- ・コロナウイルス感染症 など

登園後に気になる症状が現れた場合

保育中に発熱・嘔吐・下痢・怪我などの異常が起きた場合、お迎えをお願いします。保育園側からの連絡はいつでも取れる様にご準備願います。又、連絡先に変更がある場合は必ずお便り帳等でお知らせ下さい。

罹患後の登園について

症状が落ち着いてから 24 時間経過し、食欲が回復、下痢発症後は普通便が確認できてからとなります。